

学校法人 武庫川学院寄附行為

学校法人 武庫川学院 寄附行為

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、学校法人武庫川学院と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を兵庫県西宮市池開町 137 番地に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、公江喜市郎が設立した武庫川学院の「立学の精神」に基づき、高い知性と善美な情操と高雅な徳性とを兼ね具えた有為な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 武庫川女子大学 大 学 院
- 文学研究科
 - 健康・スポーツ科学研究科
 - 生活環境学研究科
 - 薬学研究科
 - 臨床教育学研究科
- 文 学 部
- 日本語日本文学科
 - 英語文化学科
 - 教育学科
 - 健康・スポーツ科学科
 - 心理・社会福祉学科
- 健康・スポーツ科学部
- 健康・スポーツ科学科
- 生活環境学部
- 生活環境学科
 - 食物栄養学科
 - 情報メディア学科
 - 建築学科
- 音 楽 学 部
- 演奏学科
 - 応用音楽学科
- 薬 学 部
- 薬学科
 - 健康生命薬科学科

- (2) 武庫川女子大学短期大学部
 - 日本語文化学科
 - 英語キャリア・コミュニケーション学科
 - 幼児教育学科
 - 心理・人間関係学科
 - 健康・スポーツ学科
 - 食生活学科
 - 生活造形学科
- (3) 武庫川女子大学附属高等学校 全日課程 普通科
- (4) 武庫川女子大学附属中学校
- (5) 武庫川女子大学附属幼稚園
(付随事業)

第4条の2 この法人は、この法人が行う教育研究事業に付随する事業として、次に掲げる保育所を設置する。

- (1) 武庫川女子大学附属保育園
(収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- (1) 学用品、家庭用品の販売業
- (2) 出版印刷業
- (3) 保険代理業

第3章 役員及び理事会

(役員)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7人以上9人以内
- (2) 監事 2人又は3人

(理事長)

第7条 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。

2 前項の選任にあたって、前理事長は武庫川学院創立者の遺志を尊重して、あらかじめ理事のうち1人を理事長候補者として推薦することができる。

3 理事長は、武庫川学院長を兼ねる。

(理事の選任)

第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 武庫川女子大学長 1人
- (2) 武庫川女子大学附属高等学校長 1人
- (3) 評議員のうちから、理事会において選任した者 1人

- (4) 学識経験者及びこの法人の功労者で、理事会において選任した者 2人又は3人
- (5) 理事会において選任した者 2人又は3人

2 前項第1号、第2号及び第3号の理事は、学長、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第9条 監事は、この法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(役員任期)

第10条 役員（第8条第1項第1号及び第2号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、4年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(役員補充)

第11条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえる者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第12条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 学校教育法第9条に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事長職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第14条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第15条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること

(理事会)

第17条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、前項及び本項本文の規定にかかわらず、相当と認める方法で通知することができる。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務決定の特例)

第18条 次に掲げる事項については、出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）、基本財産の処分、運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受けに関する事項
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- (3) 収益事業に関する重要事項
- (4) 私立学校法第 50 条第 1 項第 3 号に掲げる事由による解散
- (5) 残余財産の処分に関する事項
（業務の決定の委任）

第 19 条 法令及びこの寄附行為の規定により、評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であっても、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

（議事録）

第 20 条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに審議事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第 4 章 評議員会及び評議員

（評議員会）

第 21 条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、18 人以上 24 人以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、前項及び本項本文の規定にかかわらず、相当と認める方法で通知することができる。
- 7 評議員会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開くことができない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

（議事録）

第 22 条 議長は、評議員会の開催の場所及び日時並びに審議事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから議長が指名した評議員 2 人が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(諮問事項)

第 23 条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 私立学校法第 50 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる事由による解散
- (7) 残余財産の処分に関する事項
- (8) 収益事業に関する重要事項
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
(評議員会の意見具申等)

第 24 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第 25 条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- | | |
|---|-------------|
| (1) 理事のうちから、理事会において選任した者 | 2 人又は 3 人 |
| (2) 武庫川女子大学長及び武庫川女子大学附属高等学校長 | 2 人 |
| (3) この法人に関係する功労者及び学識経験者のうちから、理事会において選任した者 | 3 人又は 4 人 |
| (4) この法人の職員（この法人の設置する学校の教員その他の職員を含む。）のうちから、理事会において選任した者 | 7 人以上 9 人以内 |
| (5) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 才以上の者のうちから、理事会において選任した者 | 2 人又は 3 人 |
| (6) この法人の設置する学校に在籍する学生・生徒の保護者のうちから、理事会において選任した者 | 2 人又は 3 人 |

2 前項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 6 号に規定する評議員は、この法人の理事、学長、校長、職員又は保護者の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(任期)

第 26 条 評議員（前条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる者を除く。以下この条において同じ。）の

任期は、2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。
- 3 評議員はその任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、引続きその職務を行うことができる。

(評議員の解任及び退任)

第27条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任

第5章 資産及び会計

(資産)

第28条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(財産の処分の制限)

第30条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第31条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な金融機関に信託若しくは預貯金として、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第32条 この法人の事業の遂行に要する経費は、運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、

授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産（不動産及び積立金を除く。）をもって支弁する。

（会計）

第 33 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

（予算及び事業計画）

第 34 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）

第 35 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

（決算及び実績の報告）

第 36 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後 2 月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

（利益金の処分）

第 37 条 毎会計年度において、収益事業会計の収支決算上利益を生じた場合においては、当該利益金の 1 割の金額はこれを収益事業会計の積立金として積立て、他の金額は運用財産に繰入れるものとする。

第 38 条 収益事業会計の積立金は、その会計年度における収益事業会計の収入をもって補填できることが確実な場合又は当該会計年度の収益事業会計の収支決算上損失を生じた場合に限り、これを処分することができる。

（財産目録等の備付け及び閲覧）

第 39 条 この法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第 16 条第 3 号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

（資産総額の変更登記）

第 40 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 2 月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第41条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第42条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第43条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により、選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

(合併)

第44条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第45条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届出なければならない。

第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第46条 この法人は、第39条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書

(3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類

(4) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、武庫川学院掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第48条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この法人の組織変更当初の役員は、次の通りとする。

理事	公江 喜市郎	日下 晃
	横尾 孝	布谷 康治
	荻野 八郎	

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和26年3月5日）から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（昭和33年6月2日）から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（昭和37年1月20日）から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（昭和41年3月18日）から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（昭和54年2月24日）から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（昭和58年3月31日）から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（昭和60年3月22日）から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（昭和61年12月23日）から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（昭和62年2月10日）から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（昭和63年4月1日）から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（平成元年1月17日）から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（平成 3 年 11 月 14 日）から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（平成 4 年 10 月 8 日）から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（平成 5 年 3 月 2 日）から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（平成 5 年 12 月 21 日）から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（平成 6 年 3 月 16 日）から施行する。

附 則

平成 6 年 11 月 30 日、文部大臣認可のこの寄附行為は、平成 7 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

（施行期日）

平成 9 年 2 月 12 日、文部大臣認可のこの寄附行為は、平成 9 年 4 月 1 日から改正施行する。

（武庫川女子大学短期大学部の児童教育学科の存続に関する経過措置）

武庫川女子大学短期大学部の児童教育学科は、改正後の寄附行為第 5 条第 1 項第 2 号の規定にかかわらず平成 9 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（平成 11 年 12 月 22 日）から施行する。

附 則

平成 11 年 11 月 30 日、文部大臣認可のこの寄附行為は、平成 12 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（平成 12 年 10 月 26 日）から施行する。

附 則

平成 15 年 2 月 14 日、文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 15 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（平成 17 年 11 月 21 日）から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、文部科学大臣の認可の日（平成 18 年 3 月 27 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 22 年 3 月 2 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 22 年 10 月 29 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(武庫川女子大学短期大学部英語コミュニケーション学科の存続に関する経過措置)

武庫川女子大学短期大学部英語コミュニケーション学科は、改正後の寄附行為第 4 条の規定にかかわらず平成 25 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(武庫川女子大学短期大学部人間関係学科の存続に関する経過措置)

武庫川女子大学短期大学部人間関係学科は、改正後の寄附行為第 4 条の規定にかかわらず平成 26 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

新 旧 の 比 較 対 照 表

新	旧
<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 武庫川女子大学 大学院</p> <p style="padding-left: 40px;">文学研究科 健康・スポーツ科学研究科 生活環境学研究科 薬学研究科 臨床教育学研究科</p> <p style="padding-left: 80px;">文学部</p> <p style="padding-left: 40px;">日本語日本文学科 英語文化学科 教育学科 健康・スポーツ科学科 心理・社会福祉学科</p> <p style="padding-left: 80px;">健康・スポーツ科学部</p> <p style="padding-left: 40px;">生活環境学部</p> <p style="padding-left: 40px;">生活環境学科 食物栄養学科 情報メディア学科 建築学科</p> <p style="padding-left: 80px;">音楽学部</p> <p style="padding-left: 40px;">演奏学科 応用音楽学科</p> <p style="padding-left: 80px;">薬学部</p> <p style="padding-left: 40px;">薬学科 健康生命薬科学科</p> <p style="padding-left: 80px;">看護学部</p> <p style="padding-left: 40px;">看護学科</p> <p>(2) 武庫川女子大学短期大学部</p> <p style="padding-left: 40px;">日本語文化学科 英語キャリア・コミュニケーション学科 幼児教育学科 心理・人間関係学科 健康・スポーツ学科 食生活学科 生活造形学科</p> <p>(3) 武庫川女子大学附属高等学校</p> <p>(4) 武庫川女子大学附属中学校</p> <p>(5) 武庫川女子大学附属幼稚園</p> <p style="padding-left: 40px;">・</p> <p style="padding-left: 40px;">・ 以下略</p> <p style="padding-left: 40px;">・</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>平成26年10月31日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、 平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 武庫川女子大学 大学院</p> <p style="padding-left: 40px;">文学研究科 健康・スポーツ科学研究科 生活環境学研究科 薬学研究科 臨床教育学研究科</p> <p style="padding-left: 80px;">文学部</p> <p style="padding-left: 40px;">日本語日本文学科 英語文化学科 教育学科 健康・スポーツ科学科 心理・社会福祉学科</p> <p style="padding-left: 80px;">健康・スポーツ科学部</p> <p style="padding-left: 40px;">生活環境学部</p> <p style="padding-left: 40px;">生活環境学科 食物栄養学科 情報メディア学科 建築学科</p> <p style="padding-left: 80px;">音楽学部</p> <p style="padding-left: 40px;">演奏学科 応用音楽学科</p> <p style="padding-left: 80px;">薬学部</p> <p style="padding-left: 40px;">薬学科 健康生命薬科学科</p> <p style="padding-left: 80px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p>(2) 武庫川女子大学短期大学部</p> <p style="padding-left: 40px;">日本語文化学科 英語キャリア・コミュニケーション学科 幼児教育学科 心理・人間関係学科 健康・スポーツ学科 食生活学科 生活造形学科</p> <p>(3) 武庫川女子大学附属高等学校</p> <p>(4) 武庫川女子大学附属中学校</p> <p>(5) 武庫川女子大学附属幼稚園</p> <p style="padding-left: 40px;">・</p> <p style="padding-left: 40px;">・ 以下略</p> <p style="padding-left: 40px;">・</p>

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び經常経費並びにその支払い計画を記載した書類											
区分	年度	平成25年度	開設年度の 前年度	開設年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計			
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
設置経費	校地 (うち造成費)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	基準内	274,828	697,799	0	0	0	0	0	0	0	972,627
	基準外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	図書	0	15,740	10,990	0	0	0	0	0	0	26,730
	教具 校備 品	0	276,252	21,159	0	0	0	0	0	0	297,411
小計		274,828	989,791	32,149	0	0	0	0	0	1,296,768	
新設校の開設年度の經常経費											
合計		274,828	989,791	32,149	0	0	0	0	0	1,296,768	
既設校からの 転用	基準内		237,865千円								
	基準外		22,675千円								
	図書		18,547千円								
	教具・校備 品		0千円								

様式第4号その4(第11条関係)

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区分	財源充当額	財源の調達方法
校舎建築引当特定資産	1,187,930千円	現行の第2号基本金の組入計画の追加として、平成25年度に組入れられた校舎建築引当特定資産4,000,000千円から平成25年度に274,828千円(校舎新築工事271,904千円、建築コンサルティング業務委託費2,924千円)を支出し、その残3,725,172千円のうち、913,102千円を財源に充当する。
現預金	108,838千円	平成25年度までに学納金等帰属収入から積立てられた現金預金7,720,337千円のうち108,838千円を財源に充当
合計	1,296,768千円	

様式第6号その2(第11条関係)

財 産 目 録 総 括 表			
年 度	平成24年度末 (開設年度から3年前の年度)	平成25年度末 (開設年度の前々年度)	申 請 時 (平成26年3月31日)
一 基本財産	88,925,430千円	88,736,109千円	88,736,109千円
二 運用財産	93,479,607千円	95,666,251千円	95,666,251千円
三 収益事業用財産	82,591千円	98,673千円	98,673千円
四 負債額	7,991,070千円	7,316,061千円	7,316,061千円
1 固定負債	3,766,316千円	3,289,333千円	3,289,333千円
2 流動負債	4,211,314千円	4,006,194千円	4,006,194千円
3 収益事業用負債	13,440千円	20,534千円	20,534千円
五 基本財産＋運用財産＋収益事業用財産	182,487,628千円	184,501,033千円	184,501,033千円
六 純資産(五－四)	174,496,558千円	177,184,972千円	177,184,972千円

平成25年度 貸借対照表

平成26年3月31日現在

(単位 円)

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	175,749,074,483	174,237,719,066	1,511,355,417
有形固定資産	88,714,678,118	88,904,165,208	△ 189,487,090
土地	43,767,276,234	43,707,354,200	59,922,034
建物	34,842,226,405	36,264,887,900	△ 1,422,661,495
その他の有形固定資産	10,105,175,479	8,931,923,108	1,173,252,371
その他固定資産	87,034,396,365	85,333,553,858	1,700,842,507
流動資産	8,710,600,423	8,224,632,037	485,968,386
現金預金	7,720,337,464	7,445,357,666	274,979,798
その他の流動資産	990,262,959	779,274,371	210,988,588
資産の部合計	184,459,674,906	182,462,351,103	1,997,323,803

負債の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	3,289,333,458	3,766,315,738	△ 476,982,280
長期借入金	690,000,000	1,072,500,000	△ 382,500,000
その他固定負債	2,599,333,458	2,693,815,738	△ 94,482,280
流動負債	4,006,193,854	4,211,314,563	△ 205,120,709
短期借入金	382,500,000	407,500,000	△ 25,000,000
その他の流動負債	3,623,693,854	3,803,814,563	△ 180,120,709
負債の部合計	7,295,527,312	7,977,630,301	△ 682,102,989

基本金の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
第1号基本金	144,535,751,771	142,382,457,445	2,153,294,326
第2号基本金	26,463,246,548	22,858,098,525	3,605,148,023
第3号基本金	3,898,152,677	2,650,198,714	1,247,953,963
第4号基本金	1,189,000,000	1,189,000,000	0
基本金の部合計	176,086,150,996	169,079,754,684	7,006,396,312

消費収支差額の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
翌年度繰越消費収入超過額	1,077,996,598	5,404,966,118	△ 4,326,969,520
消費収支差額の部合計	1,077,996,598	5,404,966,118	△ 4,326,969,520

科 目	本年度末	前年度末	増 減
負債の部、基本金の部及び消費収支差額の部合計	184,459,674,906	182,462,351,103	1,997,323,803

様式第7号その1(第11条関係)

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

1 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
平成25年度	看護学部新築工事	看護学部新築工事 RC(一部S造) (4,569.89㎡) 6階建	平成26年1月 着工 平成26年11月 完成予定	大学看護学部 看護学研究科 共用
	建築コンサルティング業務委託	新築工事に係る設計管理業務委託 看護学部新築計画に関する支援業務 ①設計監修支援業務 ②工事監修支援業務 ③竣工引渡支援業務	平成25年6月 契約 平成26年12月 完成予定	大学看護学部 看護学研究科 共用
平成26年度	看護学部本体追加工事	看護学部本体追加工事 RC(一部S造) (4,569.89㎡)	平成26年1月 着工 平成26年11月 完成予定	大学看護学部 看護学研究科 共用
	総合心理科学館 6階 改修工事	総合心理科学館 6階 改修工事 RC(一部S造) (438.96㎡)	平成26年7月 着工予定 平成26年8月 完成予定	大学看護学部 専用
	総合心理科学館 3階 渡り廊下設置工事	総合心理科学館 3階 渡り廊下設置工事 S造 (55.35㎡)	平成26年7月 着工予定 平成26年8月 完成予定	大学看護学部 看護学研究科 共用
	新設看護学部・看護学研究科設置に係る 図書 の購入	図書 (学部) 3,075冊 (内 雑誌、電子ジャーナル25種、視聴覚資料50点含む) (研究科) 260冊 (内 雑誌、電子ジャーナル10種含む)	平成27年3月 購入	大学看護学部専用 看護学研究科専用
	新設看護学部・看護学研究科設置に係る 教具(実験設備) の購入	実験設備(教具・校具・備品) 6,476点	平成27年3月 購入	大学看護学部 専用 4,949点 看護学研究科 専用 114点 大学看護学部・看護学研究科 共用 1,413点
	学校教育センター新築工事	学校教育センター新築工事 RC造 7階建 (9,483.01㎡)	平成25年12月 着工 平成26年12月 完成予定	大学 文学部教育学科 短大 幼児教育学科 共用

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
平成27年度	新設看護学部設置に係る図書購入	図書 (学部) 1,965冊 (内 雑誌、電子ジャーナル40種、 視聴覚資料25点含む)	平成27年7月 購入予定	大学看護学部専用
	新設看護学部・看護学研究科設置に係る 教具(実験設備)の購入	実験設備(教具・校具・備品) 61点	平成27年7月 購入予定	大学看護学部 専用 42点 看護学研究科 専用 5点 大学看護学部・看護学研究科 共用 14点
	公江記念講堂(座席数2,454席) 舞台設備、熱源、空調設備改修工事	(平成27年度) 客席照明器具更新 ボイラー撤去 プール給湯設備改修 記念講堂(AH)整備	平成27年8月 着工予定	大学 全学部 短大 全学科 共用
		(平成28年度) 音響設備更新 記念講堂(AH)整備 アイスチラー整備(1年目)	平成30年3月 完成予定	
		(平成29年度) 舞台床面改修 プール用熱源改修工事 アイスチラー整備(2年目)		
(平成30年度) 吊物(幕類)更新 アイスチラー整備(3年目)				
日下記念マルチメディア館(大型情報施設) 1・2階改修工事 (2階 サーバー室 移設料含む)	日下記念マルチメディア館改修 1・2階改修予定 (2,076㎡) (サーバ:50台他移転含む)	平成27年8月 着工予定	大学 全学部 短大 全学科 共用	

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
平成27年度	日下記念マルチメディア館 3・4階実習室マルチメディア卓更新	日下記念マルチメディア館 3・4階 マルチメディア卓更新 301・302・303・304・305・306・307 401・402・403・406・407・408 計 13実習室 (マルチメディア卓:13卓他)	平成27年8月 着工予定	大学 全学部 短大 全学科 共用
	日下記念マルチメディア館 情報メディア学科 地階スタジオデジタル化更新	日下記念マルチメディア館 地階 スタジオ バーチャルスタジオ機器 映像、音声、照明、モニタ、操作卓更新	平成27年8月 着工予定	大学 生活環境学部 情報メディア学科 専用
	建築学科 情報機器更新 建築スタジオ 331・332・333	建築スタジオ(331・332・333)の 情報機器更新 (PC68台、運用サーバー、マルチメディア機器他)	平成27年8月 着工予定	大学 生活環境学部 建築学科 専用
	文学2号館リニューアル工事	文学2号館 RC造 B1・5F 全館リニューアル工事 (5,324㎡)	平成27年8月 着工予定	大学 全学部 短大 全学科 共用
	中学・高校 全館放送設備更新	中学・高校全館放送 設備更新 (60教室他)	平成27年8月 更新予定	武庫川女子大学附属 中学校・高等学校 共用
	丹嶺学苑研修センター トイレ改修工事	丹嶺学苑研修センタートイレ改修 女子トイレ 72カ所 男子トイレ 10カ所	平成27年8月 着工予定 平成28年12月 完成予定	大学 全学部 短大 全学科 共用
	南館トイレ改修工事	南館トイレ改修 女子トイレ 66カ所 男子トイレ 6カ所	平成27年8月 更新予定	大学 全学部 短大 全学科 共用

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
平成28年度	情報メディア学科 日下記念マルチメディア館 6・7・8階 ICT教育環境整備更新	日下記念マルチメディア館 6・7・8階(8階サーバー室含む) 実習室(4室)、セミナー室(7室)、 研究室(17室)、サーバー室の ICT教育環境の整備 (PC:480台、運用サーバー、マルチメディア機器他)	平成28年8月 更新予定	大学 生活環境学部 情報メディア学科 専用
	建築学科 情報機器更新 建築スタジオ 231・232・233	建築スタジオ(231・232・233)の 情報機器更新 (PC68台、運用サーバー、マルチメディア機器他)	平成28年8月 更新予定	大学 生活環境学部 建築学科 専用
	健康科学館教室 AV機器 更新	健康科学館(104・201・301・310・311・316・404) 液晶プロジェクター、スクリーン、機器操作卓更新	平成28年8月 更新予定	大学 生活環境学部 食物栄養学科 短大 食生活学科 共用
	薬学部 講義棟(P3) AV機器更新	薬学部 講義棟(P3) (31・32・41・42) 液晶プロジェクター、スクリーン更新	平成28年8月 更新予定	大学 薬学部 専用 (薬学科・健康生命薬科学科)
	生活環境1号館別館トイレ改修工事	生活環境1号館別館トイレ改修 女子トイレ 13カ所 男子トイレ 2カ所 身障者トイレ 1カ所	平成28年8月 更新予定	大学生生活環境学部 短大生活造形学科 共用
	第2体育館トイレ改修工事	第2体育館トイレ改修 女子トイレ 15カ所 男子トイレ 2カ所	平成28年8月 更新予定	大学全学部 短大全学科 共用
平成29年度	建築学科 情報機器更新 建築スタジオ 131・132・133	建築スタジオ(131・132・133)の 情報機器更新 (PC68台、運用サーバー、マルチメディア機器他)	平成29年8月 更新予定	大学 生活環境学部 建築学科 専用
	東館トイレ改修工事	東館トイレ改修 女子トイレ 25カ所 男子トイレ 5カ所 身障者トイレ 6カ所	平成29年8月 更新予定	大学全学部 短大全学科 共用

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
平成30年度	日下記念マルチメディア館 3・4階 13教室 機器更新	日下記念マルチメディア館 3・4階 ICT 13教室情報機器更新 (PC:820台、運用サーバー、マルチメディア機器他)	平成30年8月 更新予定	大学 全学部 短大 全学科 共用
	建築学科 情報機器更新 建築スタジオ 311・312・313	建築スタジオ(311・312・313)の 情報機器更新 (PC68台、運用サーバー、マルチメディア機器他)	平成30年8月 更新予定	大学 生活環境学部 建築学科 専用
	薬学部 総合薬学教育研究棟(P5) 機器更新(平成20年度分)	総合薬学教育研究棟(P5) 小教室(6)情報機器更新 (PC:210台、運用サーバー、マルチメディア機器他)	平成30年8月 更新予定	大学 薬学部 専用 (薬学科・健康生命薬科学科)

様式第10号その1(第12条関係)

資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科 目	年 度	開設年度	平成28年度	平成29年度	完成年度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
学生生徒納付金収入		152,000	284,000	416,000	548,000
手数料収入		12,032	12,032	12,032	12,032
寄付金収入		0	0	0	0
補助金収入		0	0	0	0
資産運用収入		0	0	0	0
資産売却収入		0	0	0	0
事業収入		0	0	0	0
雑収入		0	0	0	0
前受金収入		86,000	86,000	86,000	86,000
その他収入		8,898	15,923	26,659	35,403
資金収入調整勘定	△	86,000	△ 86,000	△ 86,000	△ 86,000
前年度繰越支払資金		—	—	—	—
収入の部合計		172,930	311,955	454,691	595,435

(支出の部)

(単位 千円)

科 目	年 度	開設年度	平成28年度	平成29年度	完成年度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
人件費支出		286,640	411,640	417,090	420,680
教育研究経費支出		36,244	56,837	90,093	107,710
管理経費支出		11,344	15,836	21,257	26,562
借入金等利息支出		0	0	0	0
借入金等返済支出		0	0	0	0
施設関係支出		0	0	0	0
設備関係支出		40,249	9,000	9,000	9,000
資産運用支出		0	0	0	0
その他の支出		0	0	0	0
[予備費]		0	0	0	0
資金支出調整勘定		0	0	0	0
次年度繰越支払資金		—	—	—	—
支出の部合計		374,477	493,313	537,440	563,952

様式第10号その2(第12条関係)

消費収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科 目	年 度	開設年度	平成28年度	平成29年度	完成年度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
学生生徒納付金		152,000	284,000	416,000	548,000
手数料		12,032	12,032	12,032	12,032
寄付金		0	0	0	0
補助金		0	0	0	0
資産運用収入		0	0	0	0
資産売却差額		0	0	0	0
事業収入		0	0	0	0
雑収入		0	0	0	0
帰属収入合計		164,032	296,032	428,032	560,032
基本金組入額	△	28,617	△ 9,139	△ 13,218	△ 17,762
消費収入の部合計		135,415	286,893	414,814	542,270

(支出の部)

(単位 千円)

科 目	年 度	開設年度	平成28年度	平成29年度	完成年度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
人件費		290,440	416,950	422,570	426,300
教育研究経費		113,181	132,855	168,740	187,212
管理経費		15,393	19,930	25,396	30,746
借入金等利息		0	0	0	0
資産処分差額		0	0	0	0
徴収不能額		0	0	0	0
[予備費]		0	0	0	0
消費支出の部合計		419,014	569,735	616,706	644,258
収支の差額	△	283,599	△ 282,842	△ 201,892	△ 101,988